主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用 され、C所在のD会社E支店(以下「派遣先会社」という。)に派遣されていた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、派遣先会社へ自家用車で 出勤するため、自宅玄関を出て敷地内を通って、自宅北側の車庫(以下「本件駐 車場」という。)に向かい、自家用車の運転席側に行くため、一度公道に出て、ま た敷地内に戻り、運転席側のドアを開けて乗り込もうとしたところ、顎をドアで 強打して負傷(以下「本件負傷」という。)したという。請求人は、その後、F病 院に搬送され、「頚髄損傷」(以下「本件傷病」という。)と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は通勤上の事由によるものであるとして療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が通勤上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、本件災害について、要旨、「出勤するために、自宅玄関を出て、 公道を通って、自家用車に乗り込もうとして受傷したものであり、通勤の行為 の途中で発生した災害であることは明らかである。」と主張している。
- (2) 通勤災害における通勤とは、「住居と就業の場所との間の往復」であり(労 災保険法第7条第2項)、住居とは「労働者が住居として日常生活の用に供し ている家屋等の場所で、就業のための拠点となる所」と解されており、請求人 の自宅が「住居」と認められる。
- (3) 行政実務上、住居と通勤経路との境界は、公道から労働者の所有する敷地に 入る地点であり、一戸建ての住居にあっては、門、門扉又はこれに類する地点 が境界になるものと解される。

住居略図及び請求人からの聴取書及び別添の写真により判断すると、請求人の住居は、一戸建て家屋であり、敷地の一部を本件駐車場として通勤のために使用する自家用車を駐車しており、本件駐車場は公道に接していたと認められる。

このような状況を踏まえると、住居と通勤経路との境界は、本件駐車場から 公道に出る地点であるということができることから、本件駐車場に駐車してい る自家用車に乗り込み、本件駐車場を出た時点から、就労の場所に向かう通勤 が開始されたと判断するのが相当である。

(4) これを本件についてみると、請求人は、自宅の敷地内の本件駐車場において 通勤用の自家用車に乗り込む際に負傷したものであり、負傷した時点において はいまだ住居から出ていないものと認められる。 (5) 上記のとおり、請求人は、本件負傷した時点において、いまだ住居内に留まっていたことから、通勤途上とは認められず、請求人の主張を採用することはできない。したがって、決定書理由に説示のとおり、本件負傷は、「住居と就業の場所との間」で発生したものではないことから、通勤災害であるとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右 するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。